

ドイツの連邦制度とその特徴

半谷 俊彦

和光大学経済経営学部教授

はじめに

日本で道州制が論議される時、しばしばドイツが引き合いに出される。それは、ひとつには、ドイツの人口や面積が日本のそれに近く、それでいて連邦制という全く異なる制度を有しているからであろう。折しも、ドイツは連邦制改革の真っただ中にある。連邦と州の役割分担を改めることを主目的とした戦後最大の憲法改正（連邦制改革I）が2006年9月に施行されたばかりであり、連邦と州の間の財政関係を改めることを目的とした憲法改正（連邦制改革II）が、今まさに、議員などから構成される調査委員会で検討されているところである。本稿では、ドイツの連邦制について、その形成過程から制度の特徴を見極めるとともに、改革の目的と内容を整理することによって、日本における道州制論議に示唆を得ようと

するものである。

1. 連邦制度の成り立ち

ドイツの国土面積は35.7万km²で日本の約95%に相当し、人口は8,250万人で約65%に相当する。この国土と人口が16の州によってカバーされている。16州とはいっても、そのうちの3州は、市が州を兼ねる都市州であり、面積も人口も小さい。これらを除けば、日本と同程度の面積が13の地域に分けられていることになり、1州の規模は、正に日本における道州制のイメージそのものである。

ドイツの州は、地方自治体でもなければ連邦の行政執行機関でもない。それぞれが独自の憲法を有し、主権を持つ「国」である。17世紀に主権を認められた領邦国家が、離合集散を繰り返した後、1871年に連邦国家であるドイツ帝国を建国し、第1次世界大戦後には、同じく連邦国家であるワイマール共和国へ移行した。第2次世界大戦後は、アメリカ、フランス、イギリス、ソ連の共同管理下に置かれたが、東西冷戦が深刻化したことを受けて、西側3カ国の占領地域にドイツ連邦共和国が、ソ連の占領地域にドイツ民主共和国が作られた。共同管理下では、戦前から存続していた州政府を通じて行政が行われており、ドイツ連邦共和国の建国も、州政府の代表者が憲法草案を作り、各州の議会で採択をするという形で進められた。つまり、現在のドイツ

はんや としひこ

1966年生。東洋大学大学院経済学研究科博士前期課程修了、ドイツ・マールブルク大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。専攻は財政学。和光大学経済学部専任講師、経済経営学部助教授を経て現職。

著書に『租税論研究』、『新財政学』、『地方交付税 何が問題か』（いずれも編著）など。

は、占領国の主導とはいえ、先に国としての機能を担っていた諸州が、自ら連邦を形成したという経緯を持っているのである。

16州のうちの5州と東ベルリンは、かつてのドイツ民主共和国、いわゆる東ドイツに属していた地域である。1990年に行われたドイツ再統一の際に、ドイツ連邦共和国へ新たに加わったものである。旧東ドイツ地域と、再統一前のドイツ連邦共和国、いわゆる西ドイツ地域は、様々な面で格差を抱えており、1990年以降のドイツ政治経済は、旧東ドイツ問題対策の歴史であったといっても過言ではない。連邦と州が現在抱えている債務の多くは、旧東ドイツ復興のために生じたものである。連邦と旧西ドイツ諸州は、今もなお、旧東ドイツ諸州に多大な援助を行っており、それがドイツ経済の重しとなっている。

2. 権限の配分

先に述べたように、2006年9月には連邦制改革Iが施行された。これは、主として立法の分野における、連邦と州の権限配分を改めるものであった。ここでは、まず改革前の権限配分について概観し、後に連邦制改革Iの目的と内容を検討する。

憲法の定めにより、連邦には、専属的立法権、競合的立法権、大綱的立法権が与えられている。専属的立法権とは、連邦だけが立法することを認められる領域において連邦が立法をする権限のことであり、競合的立法権とは、連邦と州の双方が立法することを認められる領域において立法する権限のことである。但し、州が競合的立法の領域において立法できるのは、連邦が立法を行っていない場合に限られる。大綱的立法権とは、特定の領域において、連邦が大綱的な規則を定めることのできる権限のことをいい、この権限が行使された時には、州は、連邦の定めるところに従い、詳細かつ直接的な規則を州法として定める義務を負う。連邦が3つの権限を行使できる領域はそれぞれ憲法に列挙されており、それ以外の領域については州が立法する権限を有する。

連邦の専属的立法権に属する主な領域は、領土、防衛、外交、貨幣制度、航空交通、郵便、電信電話などであり、競合的立法権の領域には、市民権、刑法、経済法、労働法、教育助成、研究開発促進、食糧確保、農林業推進、保健、道路交通網などが属する。また、大綱的立法権の領域には、大学制度、狩猟制度、自然保護、地域開発、身分証明制度などが指定されている。この3つの分野に指定された領域が広範囲に及ぶ上、競合的立法権のほとんどの領域で連邦が権限を行使しているため、州が立法権を行使できる余地は非常に少ない。州の立法は、その多くが執行に関することであり、連邦の規定が及ばない領域において独自の法律を制定することは稀である。

これに対して、行政は、そのほとんどが州によって執行される。現在のドイツの版図に近代的な統一国家が生まれたのは、1871年のドイツ帝国が初めてということになるが、ドイツ帝国は領邦国家の連合体であったため、独自の行政執行機関をほとんど持たなかった。第1次世界大戦後のワイマール共和国では、中央集権化が進み、より単一制国家色の強い連邦制となったが、連邦固有の行政機関が大幅に発達するには至らなかった。そして第2次世界大戦後のドイツ連邦共和国でもこの体制は引き継がれ、連邦は憲法に列挙された行政についてのみ、執行機関を有する。連邦が執行を担当するのは、外交、国防、航空交通、鉄道、郵便、連邦統計、国境警備、連邦警察などである。それ以外の行政については、連邦法に定められたことであっても、全て州の固有事務として、州によって執行される。連邦が固有の事務として連邦法を執行する際には連邦が、州が固有の事務として連邦法および州法を執行する際には州が支出責任を負う。

このように、ドイツでは、立法の多くが連邦によって、そして行政の多くが州によって行われている。このため、ドイツの連邦制は、「執行連邦制」と呼ばれることがある。ここで、連邦が定めた「国」の仕事や、州が自らの固有行政として執行していることに注目し

ておきたい。州は、独立した存在でありながら、連邦と共同して、「国」の仕事を行っているのである。州は、正に「国」なのであって、地方自治体ではないのである。

3. 連邦参議院

連邦には、連邦議会と連邦参議院という2つの立法機関がある。連邦議会は、直接選挙で選ばれた議員によって構成され、連邦参議院は、各州の代表者で構成される。連邦法は連邦議会によって制定されるが、その法律が州の権限に関わることである場合、連邦参議院の同意を必要とする。どの法律が連邦参議院の同意を必要とするかは、憲法に記されている。連邦参議院が法案に同意しない場合、両院協議会が開かれるが、修正法案が出され、これにも同意がなされなければ、その法案は不成立となる。

連邦が立法し、州が執行するというシステムにおいては、連邦参議院の存在が重要な役割を担う。州が立法の分野で大幅な権限を連邦に認めているのは、州がこの拒否権を通じて連邦の策定する法案に影響を与えることができるからである。また、州が執行する連邦法については、州が支出責任を負うのであるから、連邦参議院の同意が必要とされなければ、連邦は財源を考慮することなく、無制限に行政を拡大していくことができってしまうことになる。

日本が道州制を導入するにあたり、道州の財政的自立を指向しつつ、国に広範で強力な立法権を残すのであれば、立法の歯止めとなる連邦参議院のような制度が必要不可欠であろう。

4. 連邦制改革 I

連邦制改革の主たる目的のひとつは、連邦参議院の同意を必要とする法律を減らすことにあった。改革前、連邦議会で審議される法案のうち、実に6割以上が連邦参議院の同意を必要とするものであったといわれている。

連邦議会は国民の代表、連邦参議院は州の代表で構成されるのであるから、連邦参議院の同意が得られないために不成立となる法案も、あるいは両院評議会による調整を必要とする法案も、もとより少なからずあった。しかし、社会民主党を中心とした連立政権が組まれていた1998年から2005年の間は、連邦議会では連立与党が、連邦参議院では野党が過半数を握るという、いわゆる「ねじれ現象」が生じた。この間、多くの法案が不成立になったといわれている。

こうしたことを背景に、意思決定の迅速化と、権限と責任の明確化を目的とした連邦制改革が行われたのである。本稿との関連で重要な改正点は以下のとおりである。

- (1) 大綱的立法が廃止され、専属的立法と競合的立法に振り分けられた。また、競合的立法に属していた領域の一部が専属的立法の領域とされた。これにより、連邦の専属的立法の範囲が拡大し、同意を必要とする法律が少なくなった。
- (2) 競合的立法の分野で、「統一の必要性」を条件とする領域が限定された。従来は、連邦が競合的立法権を行使するには、「均一な生活関係を連邦領域に作り出すために、あるいは、国家全体に利益をもたらす法的統一や経済統一を維持するために、連邦法による規定が必要とされる」ことが条件とされていた。改正後は、この条件を必要とするのは、新たに憲法に列挙された領域のみとされ、それ以外の競合的立法の領域については、連邦が条件に縛られることなく立法できることとなった。
- (3) 連邦法を州が固有事務として行う際の官庁組織と行政手続きの分野で、連邦参議院の同意がなくても、連邦が法律を作ることができるようになった。本来、州行政の官庁組織と行政手続きについては州が立法権を有しており、連邦法でこれを定めるには連邦参議院の同意が必要であった。連邦参議院で審議される法案の大部分がこれに属するものであったといわれており、この分

野で同意条件を外したことは、意思決定の迅速化に大きく寄与するものと思われる。

(4) 競合的立法の分野の一部と、連邦法を州が固有事務として行う際の官庁組織と手続きの分野で、州に逸脱立法権が与えられた。逸脱立法権とは、連邦法とは異なる規定を州法で定めることを認めるものである。これにより、この分野であれば、連邦法が制定されたあと一定期間内に州法を制定すれば、その州内では連邦法に州法が優先することとなる。これは、連邦参議院の同意を必要とする法律の範囲が大幅に狭められたことへの見返りとして、州が獲得した新たな権限である。前述のように、連邦参議院は、ドイツ的な連邦制におけるひとつの要である。しかし、皮肉なことに、近年のドイツにおいては、この制度が足かせとなっていた。今回の連邦制改革は、連邦参議院の役割を縮小するものであった。ドイツ連邦制は、戦後、常に単一制化の道を進んできたが、この改革は、その傾向をさらに強めるものであったといえよう。

5. 税源配分と財政調整制度

最後に、立法と行政に関する州の権限を資金面で裏付ける、財政制度についてみておこう。州には、相続税、贈与税、自動車税、ビール税などの固有税源が与えられているが、これらは州税収の約1割を占めるに過ぎず、残りの9割は共同税からの収入によっている。共同税とは、連邦と州の2者、または連邦、州、市町村の3者で税収を分け合う租税のことで、所得税、法人税、売上税がこれにあたる。所得税と法人税の配分比率は固定されており、所得税の申告納税分については税収の15%を、利子源泉徴収分については12%を市町村に配分し、その残額を連邦と州で折半する。所得税の配当源泉徴収分と法人税については、市町村への配分は行わず、税収の全額を連邦と州で折半する。共同税の徴収は州が行っているため、各州とも、基本的には、連邦分と市町村分を拠出した残額が自州の税収となる。

つまり、自州が徴収した税収の一定割合が自州の収入となるのである。

他方、日本の消費税に相当する売上税は、財政調整制度の一部に組み込まれている。租税収入にはどうしても州間格差が生じるため、ドイツでは、連邦法によって財政力の平均化を図っているのである。その方法は以下の4つである。(1) 売上税収の連邦と州の間の配分比率を、必要に応じて変更する(売上税による垂直的財政調整)。(2) 売上税収の75%を州間で人口比例的に配分し、25%を租税収入の少ない州へ優先的に配分する。(3) 財政力の強い州から財政力の弱い州へ交付金を給付する(いわゆる水平的財政調整)。(4) 連邦から財政力の弱い州に普通交付金を給付する(連邦補充交付金)。

日本の道州制論議では、共同税と水平的財政調整がよく引き合いに出されるが、これらの制度もまた、歴史の必然が生み出した産物であることに留意しなければならない。ドイツ連邦共和国建国時の憲法では、売上税は連邦税、所得税と法人税は州税とされた。その際、連邦は税収が不足する場合には、州に所得税と法人税の一定割合を請求することができることと定められた。連邦が州に税収の請求を行うことが常態化すると、1955年の憲法改正において、所得税と法人税が共同税に変更された。その後、今度は逆に、州に財源が不足するようになり、連邦からの不規則な交付金が増加してくると、1969年の憲法改正において、売上税が垂直的財政調整機能を持った共同税とされたのである。州が強力な税源を留保したまま制度がスタートしたという点、連邦の税収となる租税の徴収をも州が行っているという点が、日本と事情を異にするところである。

水平的財政調整制度は、第2次世界大戦後の占領国による共同管理下において、占領国に抛らず、州と州の間で直接的に行われた相互協力的な財政調整が出発点となっている。建国後においても、連邦には十分な財政調整を行うだけの税源が与えられていなかったため、当面の措置として州間の直接的な財政調整が引き続き行われたが、それが常態化

され、1955年の憲法改正で正式な制度として採用されるに至ったものである。連邦と州が対等の立場で全体の財政調整に責任を持つ制度として肯定的に評価されることもあるが、交付金を拠出する側にある州が、水平的財政調整制度の改正を求め、頻繁に憲法裁判所に訴えを起していることを考えれば、最善の方策であるとは必ずしも思われない。

むすび

ドイツは日本と同程度の規模でありながら連邦制を採っている。日本に道州制を導入するにあたっては、さまざまなインプリケーションを得ることができよう。しかしながら、ドイツの連邦制は歴史の産物であり、そこに連邦制を採用する必然性があったことを見落としてはならない。ドイツ帝国やワイマール共和国の時代、連邦はごく限られた範囲でしか独自の執行機関を持っていなかったこと、第二次世界大戦後は占領国の共同管理下であって、連邦に先立って州が国としての機能を担っていたことなどがそれである。ドイツ連邦共和国は、その歴史において、ほぼ一貫して単一制化の傾向にあった。連邦制改革にお

いては一部に揺り戻しもあったものの、経済のグローバル化が進行し、EU統合が推進される中であって、この傾向は益々強くなっていくように思われる。■

《参考文献》

- Bundesregierung, Kernpunkte der Föderalismusreform, in: Regierung Online (<http://www.bundesregierung.de>) 2006.
- Bundesregierung, Klare Zuständigkeiten für Bund und Länder, in: Regierung Online (<http://www.bundesregierung.de>) 2009.
- Zimmermann, H., Kommunal Finanzen, Nomos Verlagsgesellschaft (Baden-Baden) 1999.
- 岩波裕子「二院制改革の動向 ～英独仏伊の最新事情～」参議院常任委員会調査室編『立法と調査』2007, No. 263, p.137-263.
- 中西優美子「ドイツ連邦制改革とEU法 ～環境分野の権限に関するドイツ基本法改正を中心に～」専修大学法学会編『専修法学論集』2007, No.100, p.173-210.
- 半谷俊彦「ドイツの地方財政調整 ～形成過程と機能～」地方財務協会編『地方財政』2007, 第46巻第2号, p.155-170.
- 山田徹「ドイツにおける連邦制改革の現状 ～第52次基本法改正に寄せて～」若松隆、山田徹編著『ヨーロッパ分権改革の新潮流』中央大学出版部, 2008, p.29-61.

スウェーデンにおける 近年のレギオン実験

伊集 守直¹

静岡県立大学経営情報学部講師

はじめに

スウェーデンは、一般に高福祉・高負担の国として知られている。実際、その租税負担率は、わが国のおよそ2倍となる50.1% (2006年)に達しており、福祉、医療、教育などの対人社会サービスが公共部門を中心として供給されている。そして、これらのサービスの供給主体は地方政府であり、その供給のあり方に対する決定権限も大きく、また課税自主権も強いことから分権型社会の代表例として、わが国の分権改革論議においても注目されてきたところである。

1990年代後半から、同国においてレギオン制の導入に向けた実験が試みられている。この実験は、広域自治体としてのランスティングを廃止し、より広域のレギオンという地方政府に再編しようという試みであり、それによって地域政策にかかわる権限を国から地

方に委譲することがその狙いとされている。この点で、わが国の道州制に関わる議論に共通する側面を多く有している。その一方で、分権型福祉国家を築いてきたスウェーデンという国がもつ制度的特徴やEU加盟国として規定される国際環境など、わが国の文脈からは安易に推測し得ない側面が存在することに留意しておくべきであろう。

そこで、以下では、まずスウェーデンの基本的な政府間関係を概観したのちに、レギオン実験の内容を紹介していくことにしたい。

1 スウェーデンの政府間関係

(1) 事務配分

スウェーデンには現在、地方政府として、市レベルに相当する290のコミュニティと県レベルに相当する20のランスティングが存在し²、コミュニティには、高齢者、障害者、児童に対する福祉サービスや就学前教育、初等および中等教育を中心に、その他、住民に密着した事務が配分され、ランスティングにはおもに医療・保健、地域発展を中心に事務が配分されており、分離型の事務配分を採用している。その中で、地域交通は、例外的にランスティングとコミュニティの共同事務として行われている。

地方レベルにおけるこの分離型の事務配分は、地方政府の歳出構成(図表1)を観察することによって、より明確になる。スウェーデンの地方財政は中央・

いじゅう もりなお

1975年生。東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取得満期退学。専攻は財政学、地方財政論。聖学院大学非常勤講師、神奈川大学非常勤講師を経て現職。主要著書に、『希望の構想』(共著、岩波書店、2006年)、「スウェーデンにおける1991年の税制改革」『エコノミア』第55巻第1号、横浜国大経済学会、2004年)、「スウェーデンにおける政府間財政関係」『地方財政』第45巻第5号、地方財務協会、2006年)等。

図表 1 地方政府の歳出構成 (2003 年)

コミュニティ			ランスティング		
	100万SEK	%		100万SEK	%
教育	115,826	32	プライマリーケア	42,497	23
うち基礎教育	71,448		専門医療	86,778	47
高等学校教育	27,980		精神医療	14,896	8
高齢者・障害者ケア	116,244	32	歯科医療	7,535	4
育児ケア	46,552	13	その他の保健・医療	15,226	8
個人・家族ケア	26,177	7	保健・医療に関わる政治的活動	1,021	1
インフラ・防衛等	26,789	7	教育・文化	4,655	3
文化・余暇	19,030	5	交通・インフラ	8,797	5
移民・労働市場政策	7,459	2	その他	1,309	1
その他	7,983	2			
合計	366,060	100	合計	182,714	100

注: SEKは、スウェーデンの通貨単位スウェーデン・クローナを表している。
出所: SCB [2004]より作成。

地方を合わせた財政支出の7割弱の規模を持ち、この点はわが国と同様である。ただし、コミュニティにおける歳出は、基礎教育、中等教育などの教育分野に32%、高齢者・障害者ケア、育児ケアなどの福祉サービスに52%と、両者で歳出総額の84%を占め、ランスティングでは、プライマリーケア、専門医療、精神医療、歯科医療など医療・保健分野が歳出総額の9割を占めている。つまり、コミュニティとランスティングは、それぞれ所管する地域の広さと人口規模によって行政事務を分担している対等な関係の自治体であって、ランスティングはコミュニティの上位団体とは位置づけられておらず (Elander and Montin [1990:2])、これがわが国と異なる特徴として指摘しておくべき点である。

次に歳入面に目をむけると、地方政府では、それぞれの地方政府が独自の税率決定権をもつ比例所得税が重要な役割を担っている。コミュニティとランスティングが課税する税目はこの比例所得税のみであり、その平均税率は、現在、ランスティングで10.73%、コミュニティで20.71%であり、地方政府全体で31.44%

となっている。コミュニティでは、租税収入が65%程度、一般・特定を合わせた補助金収入が13%程度あり、これらを料金収入、資産・活動の売却による収入が補完する形となっている。ランスティングでは、租税収入が7割に達し、一般・特定を合わせた補助金収入が2割程度あり、その他、活動・サービス等の売却による収入があがっている。

以上で確認されたように、スウェーデンの地方政府は、コミュニティでは福祉と教育が支出の8割以上、ランスティングでは歯科を含む保健・医療が支出の9割を占めており、対人社会サービスの比重が高く³、これを賄う歳入として、課税自主権を基礎にした強固な税源に支えられていることにまず留意しておくべきではない⁴。

(2) 国の地方行政機関 (レーン府)⁵

コミュニティとランスティングという地方政府のほかに国の事務を地方レベルで遂行する機関として、レーン府が存在する。レーンは、ランスティングとその区域を同じくする国の行政区分である。レーン府はそ

の区域内において国の事務を行うとともに、レーン内における国、コミューンおよびランस्टーピングの活動を、包括的な環境政策および地域政策上の目的に従って調整するという責務を負っており、また制定されている法律がコミューンやランस्टーピングによって順守されているかということを経営する立場にあり、コミューンにおける教育や福祉、ランस्टーピングにおける医療といった主要事務についての行政指導を行うといった立場にはない。

さらに、現在では後述するレギオン実験との関わりから、レーンにおける監督の役割をより明確にすべきとの議論が行われている⁶。レーン府は、地域開発に関する責任を負っているが、現在行われているレギオン実験において、スコーネ、ヴェストラ・ヨータランドの両レギオン、さらに12のコミューン間連合で、その役割を代替するという試みがなされており、レーン府における地方政府の活動の監督に関する責任をより大きくし、さらに国レベルでの官庁が持つ監督義務もレーン府に委譲する一方で、地域開発に関する権限を地方政府に委譲すべきだという方向で議論が行われている。そこで、次にレギオン実験の概要について具体的に見ていくことにしよう。

2 レギオン実験⁷

(1) 経緯

1995年に政府のレギオンに関する調査委員会の報告書(SOU1995:27)において、スコーネと西スウェーデンにおいて、新たに大規模なレーンを設置することが提案されたことを受けて、96年9月、政府は地域発展のためのよりよい民主主義のあり方を検討することを目的として、4つのレーン(カルマル、ゴットランド、スコーネ、ヴェストラ・ヨータランド)において、地域発展に関わる責任を地域住民によって選挙された議員に委譲する法案を提出し、同年12月に国会で決定された。

このレギオン実験にいたる背景および問題意識は、次のように整理されている。つまり、政府部門は

経済状況や人口動態の変化、科学技術の発達、さらにEUへの加盟や国際化という環境変化に柔軟に対応することが求められており、個人や企業の競争力の重要な要素として、全国において同等の質を持った公共サービスを地方政府が効率的に提供しなくてはいけないというものである(SOU2007:10)。

その後、1997年1月1日にスコーネ・レーン(マルメヒュスとクリスチヤンスタッドの合併)、1998年1月1日にヴェストラ・ヨータランド・レーン(ヨーテボリ・ポーヒュス、エルブスボリ、スカラボリの合併)が設置され、ともに1998年9月にレギオン議会の議員選挙が実施された。

各レーン内の広域自治体(ランスティングあるいはレギオン)では、レーン府が所管している地域の長期的発展に関わる責任やその他、地域政策、交通インフラの長期計画、交付金の地域的文化施設への配分に関わる決定といった国の事務が1997年1月1日より委譲され、2002年末まで実験が実施されることとなった⁸。

実験の開始に合わせて、レギオン実験に関する調査委員会(レギオン委員会)が組織され、2000年に最終報告書が提出された。その結果、実験は2006年末まで延長されることとなり、これを受けて、新たな調査委員会(責任委員会)が組織され、2007年に最終報告書が提出された。その結果、スコーネとヴェストラ・ヨータランドの2つのレギオンでは実験がさらに2010年まで延長されることが決定され、その後、2011年よりレギオン制を全国的に実施することが提案されている⁹。

(2) 概要

本節では、以上の経緯を持つレギオン実験の概要を紹介していくこととしたい。まず、実験の課題として、①インフラ、経済発展、労働市場政策、環境政策に関する問題を国と地方の中間レベルで対処する必要性、②国際化への対応、③政策に関する民主主義の強化、が掲げられた。そして、その具体的な実験形態として、スコーネとヴェストラ・ヨータランドでは、ラ

ンスティングの合併により、レギオンおよび直接選挙によるレギオン議会を設置し、コミューンとランスティングの事務を一括して担当するゴットランドでは、地域発展に関する事務がレーン府から委譲され、カルマルでは、コミューン間の協力モデルを適用し、カルマル・レーン内のコミューン議会とランスティング議会がそれぞれ、レギオン議会への代表者を選出することとされた。そのうえで、実験課題として、おもに地域発展にかかわる政策の権限をレーン府から各自治組織に委譲し、その政策効果を分析することがすすめられた。以下では、実験が行われた4つのレーンのうち、レギオンを設置したスコーネおよびヴェストラ・ヨータランドにおける取り組みに焦点を当てることにしたい。

スコーネ・レーンでは、上述のとおり、スコーネ・レギオンが設置されたが、それに先立ち、1997年1月1日にスコーネ・レーンがマルメヒュス・レーン、クリスチャンスタッド・レーンと合併し、レーン内にレギオン連合を設置して事務移譲が開始された。その後、1998年9月の選挙でレギオン議会の議員が選出され、1999年1月1日にスコーネ・レギオンが誕生することとなった。レギオン議会の下には4つの執行委員会（地域発展、保健医療、生産、倫理）が設置され、さらにその下に個別の委員会（環境保護、地域交通、文化、歯科医療、保健医療）を置き、政策運営を担当することとされた。

1999年9月には、スコーネ・レギオンの発展計画が採択され、インフラ整備と環境政策、文化施設への活動補助金、若者と政治家の対話プロジェクトの開始、ポーランドやバルト海諸国との共同事業、デンマーク鉄道庁との共同事業であるエーレスンド事業がその具体的な施策とされた。そして、この政策プロジェクトの開始に伴い、1997年に520万クローナの財源をレギオン連合に移譲し、レーン府の通信に関わる職員10名がレギオンに異動することとなった。

ヴェストラ・ヨータランド・レギオンでは、レギオン議会の設置に伴い、保健医療、地域発展、文化、環境を統括する執行委員会が設置され、1999年10月

に地域発展戦略を採択がされた。同レギオンでは、企業支援、開発プロジェクト、EUプログラム、交通インフラ投資が地域発展政策プロジェクトとして採用され、これに伴い、地域発展、通信、EU問題に関わる36名の職員がレーン府からレギオンに異動し、その人件費として740万クローナが移譲された。

次に地域政策の財源面について簡単に触れておきたい。レギオン実験では、上記のように、レーン府の職員の異動に伴う人件費を中心とする財源の移譲のほかには、新たな税源移譲といった措置は取られなかった。ただし、レギオン実験においてのみならず、スウェーデンにおける地域政策の財源としては1995年のEU加盟以後は、EU構造基金からの拠出金の重要性が高まり、地域政策に関して、政策の内容、形式、財源調達、政策実施、参加主体、規制などに重要な変化をもたらしている。

1995～99年の期間には、構造基金からおよそ130億クローナの財源が拠出され、これにともない、中央政府からおよそ160億クローナの財源が交付された。EU構造基金からの財源のうち、110億クローナは「優先目標による援助」、20億クローナは「コミュニティニシアティブ」に充てられた。「優先目標による援助」には、産業衰退地域の構造転換、長期失業対策、教育・訓練・技能開発、農村地域・過疎地域の開発、農林業の構造転換が含まれ、「コミュニティニシアティブ」には、障害者の雇用促進、国境をまたぐ地域間協力、産業構造の転換などが含まれている。「コミュニティニシアティブ」では、国からの財政支援はないが、地方政府の意向にEUが直接応える点、国境をまたぐ地域間の協力が重視されている点で注目される¹⁰。

おわりに

スウェーデンでは、経済状況や人口動態の変化、EUへの加盟や国際化という環境変化への対応策として、レギオン実験が取り組まれてきており、その内容は地域政策を中心にこれまで中央政府が所轄してき

た権限を広域自治体レベルに委譲するものとなっている。この文脈は、わが国の道州制論議においても指摘されている点である。ただし、本稿で紹介したように、スウェーデンでは、そもそも政府間事務配分が明確に分離されており、基礎自治体と広域自治体がヒエラルキー関係にないという点、また地域政策の財源として近年ではEU構造基金が重要な役割を占めている点などにおいて、わが国における道州制の導入とは条件が異なっていることが指摘できる。■

《参考文献》

- 自治体国際化協会〔2004〕『スウェーデンの地方自治』自治体国際化協会。
- Elander, Ingemar and Stig Montin〔1990〕“Decentralization and Control: Central and Local Government Relations in Sweden,” Örebro: Högskolan i Örebro, Gruppen för Stadsmiljöforskning.
- Statens Offentliga Utredningar, SOU.〔2007〕*Hållbar Samhällsorganisation med utvecklingskraft*, SOU2007:10.
- Statistiska Centralbyrån, SCB.〔2004〕*Den Offentliga Sektorn -Bokslut för Verksamhetsåret 2003*, SCB-Tryck, Örebro.

《注》

- 1 m-iju@u-shizuoka-ken.ac.jp
- 2 レギオン実験により、スコネとヴェストラ・ヨータランドはレギオンと呼ばれており、ランスティングの合併により誕生したため、正確には18のランスティングと2つのレギオンが存在することになる。
- 3 これらの地方政府の事務のほとんどは義務的事務として実施される。地方政府が任意に行いうる事務としては、コミューンでは余暇・文化活動、技術的サービス、エネルギー供給、道路の管理維持があり、ランスティングでは文化活動、教育、観光がある。
- 4 その他、住宅、交通、エネルギー供給、港湾管理、上下水道、地域暖房などの分野における経済的活動やサービスが地方政府所有企業や地方事務組合により提供される場合もある。
- 5 レーン府に関する以下の記述は、自治体国際化協会〔2004:9f.〕によるところが大きい。
- 6 以下は、地方政府連合におけるインタビュー調査（2008年1月28日）に基づく。
- 7 レギオン実験に関する以下の記述は、SOU〔2007〕によるところが大きい。
- 8 この実験の実施に伴い、レーン府の役割と組織の再編についても同時に検討されることとなった。
- 9 ただし、2011年からのレギオン制の実施については委員会報告において提案が行われた段階にあり、まだ政治的決定は行われていない。
- 10 EU構造基金からの援助額は、2000～06年の期間には190億クローナ、2007～13年の期間には150億クローナに上っている。

カナダの連邦制と財政

池上 岳彦

立教大学経済学部教授

1. 連邦制国家の成り立ち

カナダは、アメリカの北側に位置する面積998万平方キロメートルの広大な国土に、3,300万人の人々が住む国である。

1867年、カナダは、オンタリオ州、ケベック州、ノヴァ・スコシア州及びニュー・ブランズウィック州の4つの州 (province) からなる連邦制国家として成立した。ただし、カナダの憲法的法律にあたるのはイギリス議会が制定した英領北アメリカ法 (British North America Act) であり、カナダはイギリスの自治領という意味で“Dominion of Canada”と呼ばれた。その後、カナダはハドソン・ベイ会社が大陸西部に所有していた土地を買収し、1870年にはその一部地域においてマニトバ州を創設した。また、1871年にはブリティッシュ・コロンビア州が連邦に

加入して大西洋沿岸から太平洋沿岸までを貫く国土形成が実現され、1873年にはプリンス・エドワード・アイランド州が連邦に加入した。19世紀末期から20世紀初頭にかけて西部の開発が進められ、入植による人口増加が進んだのをうけて、1905年にはその地域にアルバータ州及びサスカチュワン州が新たに創設された。カナダは1931年のウェストミンスター憲章により外交権を確立し、第二次大戦後の1946年にはカナダ市民権法が成立した。さらに1949年、イギリスの自治領であったニューファンドランドが住民投票の結果、カナダに州として加入した (現在のニューファンドランド・アンド・ラブラドル州)。これにより、現在の国家としての領域が確定した。

国土のうち州の領域に含まれていない地域は準州 (territory) と呼ばれ、現在ノースウェスト準州、ユーコン準州、ヌナヴト準州の3つがある。

なお、州のうち最も人口が多いのはオンタリオ州の1,280万人、最も少ないのはプリンス・エドワード・アイランド州の14万人であり、前者は後者の92倍である。しかし、州としての権限はまったく同じである。また準州の人口はそれぞれ3~4万人台である。

2. 政治制度

カナダは英連邦 (Commonwealth of Nations) に参加しており、また国家元首はイギリス女王エリザベ

いけがみ たけひこ

1959年生。東北大学大学院経済学研究科博士後期課程修了。経済学博士。専門は財政学、地方財政論。新潟大学商業短期大学部、新潟大学経済学部を経て、現職。

著書・編著に『分権化と地方財政』(岩波書店、2004年)、『地方税制改革』(ぎょうせい、2004年)、『財政赤字の力学』(税務経理協会、2005年)など。

ス2世である。カナダには女王の代理人として総督が、また州ごとに副総督が、それぞれ任命されている。ただし、実質的な人選は連邦政府により行われる。

連邦議会は上院・下院からなる二院制である。下院（308議席）は単純小選挙区制をとり、下院で多数派を占める政党の党首が連邦首相となって政権を組織する議院内閣制をとる。下院は、保守勢力を代表する保守党、中道派の自由党、社会民主主義を掲げる新民主党、ケベック州独立を唱えて同州のみで候補者を立てるケベック連合が議席を有するが（その他に無所属議員もいる）、緑の党等も候補者を立てる。

これに対して、上院（105議席）の議員は総督により任命されるが、それは実質上、連邦首相の指名に基づく。そのため、上院の議員構成には前政権の影響力が残ることがある。形式上、両院は同等の権能を有するため、下院で可決された法案等を上院が否決して廃案に追い込むことは可能である。ただし、それは民意に反すると批判される可能性が高い。

カナダには上記の10州及び3準州において、それぞれ一院制の議会がおかれ、単純小選挙区制に基づく選挙による議会多数派の党首が州首相として政権を組織する議院内閣制をとる。どの州にも保守派、中道派、社会民主主義派等の政党があるが、州レベルの政党が連邦レベルの政党とは別組織である、すなわちそれぞれ独立していることもカナダの特徴といえる。2008年9月現在、10州についてみると、4州では保守政党が、5州では中道政党が、1州では社会民主主義政党が、それぞれ政権を握っている。

従来から、連邦と州は重要な問題があるときに一堂に会する首脳会議を開いてきた。2003年、すべての州・準州首相が参加して「連邦評議会」（Council of the Federation）を結成した。「連邦評議会」は政策課題、州財源拡大等について事前に協議を行ったうえで、連邦首相との交渉の場である連邦一州・準州首脳会議に臨んでいる。

3. 憲法上の権限配分に基づく機能分担

カナダの政府システムは「連邦一州・準州一地方（市町村、学区等）」の三層制をとる。その財政システムは、財政連邦主義（fiscal federalism）と呼ばれる。

1982年、憲法に関する最高権限がイギリス議会からカナダ連邦議会に移管されて、カナダは憲法上の独立を遂げた。その際、英領北アメリカ法は、カナダ憲法の一部をなす「1867年憲法」と名称を改められたが、その内容は基本的に変わっていない。建国以来、同法の「第6章 立法権の配分」が連邦と州の管轄権を規定してきた。

それに基づいて、連邦は外交・国際援助、国防、治安、金融・通貨、経済政策、老齢年金、雇用保険等を直轄する。それに対して、州は保健医療、福祉、高等教育、産業、交通、資源、環境等を管轄する。重要なのは、現代国家のとくに重要な機能である保健医療、福祉及び教育が、1867年憲法第92条第7号・第13号・第16号及び第93条により、州の管轄分野と規定されていることである。

たとえば、州・準州はそれぞれ教育省を設置し、初等中等教育及び高等教育を運営している。州・準州教育相の全国組織であるカナダ教育相評議会（Council of Ministers of Education, Canada）は、カナダが直面する教育問題について共同調査・研究及び提言を展開している。それに対して、連邦には教育を専門に所管する官庁はない。州・準州への財源移転、進学用貯蓄の優遇税制、大学への研究費補助、奨学金の運営、公用二言語教育の補助、先住民、軍人、囚人等の教育等をそれぞれの所管官庁が個別的に運営している。

1867年憲法第92条第8号により、地方制度は州の管轄下にあるため、地方政府の種類・権限等は州・準州ごとに異なる。全国的にみると、市町村が道路、都市計画、上下水道、廃棄物処理、治安・消防、文化等を担当する。また、学区が初等中等

表1 カナダの政府支出 [政府間財源移転を除く、2006年度]

	金額(10億カナダドル)				構成比(%)		
	連邦	州・準州	地方	純計	連邦	州・準州	地方
保健医療	5	101	2	107	4	94	2
(うち 病院および診療)	(0)	(80)	(0)	(80)	(0)	(99)	(0)
社会サービス	83	50	6	139	60	36	4
(うち 社会援助)	(60)	(14)	(4)	(78)	(77)	(18)	(5)
教育	4	39	44	87	4	45	51
(うち 初等中等教育)	(1)	(2)	(44)	(46)	(1)	(4)	(95)
(高等教育)	(1)	(35)	(0)	(36)	(4)	(96)	(0)
一般サービス	9	6	6	21	42	27	31
個人及び財産の保護	26	10	10	47	56	22	22
交通・通信	2	11	13	26	9	42	49
資源保護・産業開発	8	11	1	21	39	55	7
環境	2	1	11	14	13	10	77
レクリエーション・文化	4	3	8	15	27	20	53
労働・雇用・移民	2	1	0	2	63	37	0
住宅	1	1	2	4	15	31	54
外交・国際援助	7	0	0	7	100	0	0
地域計画・開発	0	1	1	2	9	41	50
公債費	21	23	3	48	45	49	6
その他の支出	1	2	0	3	44	54	2
合 計	173	262	109	544	32	48	20

注: 1) 本表は、租税に基づく老齢所得保障等を含むが、拠出制年金を含まない。

2) 年度は、連邦及び州・準州は4月から翌年3月まで、地方は暦年。

3) 数値は推計値(改訂済み)。

4) 州・準州/地方から連邦への財源移転及び地方から州・準州への財源移転は極めて少額なので、「支出純計」から「州・準州/地方支出純計」を差し引いたものを「連邦支出」、「州・準州/地方支出純計」から「地方支出」を差し引いたものを「州・準州支出」とみなした。

資料: Statistics Canada, *Public Sector Statistics 2007/2008* (Ottawa: Statistics Canada, 2008), pp.51, 55, 73 により作成。

教育を実施しているが、カリキュラム、教員勤務条件等は州・準州が決定する。なお、先住民、移民、環境、治安、交通、住宅、災害復旧、文化、産業等の分野は、複数レベルの政府が重複して担う。

4. 「大きな州政府」

表1に示したように、2006年時点の政府支出5,440億カナダドル(以下、ドル)のうち、上記のようにとくに重要な分野である保健医療1,070億ドル、

社会サービス1,390億ドル及び教育870億ドルを合わせると3,330億ドルとなり、これは全支出の61%に上る。

また、政府部門間の財源移転を除く政府支出を比較してみると、連邦は32%を占める。連邦支出が過半を占めるのは、社会サービスの一部(雇用保険・年金)、個人及び財産の保護(国防・治安・司法等)、外交・経済援助、労働条件・移民等の分野のみである。

これに対して、州・準州支出は48%と政府支出

表2 カナダの政府収入 [2006 年度]

(単位:10億カナダドル)

	連邦	州・準州	地方	純計
自主財源	236	265	63	561
所得税	153	93	—	246
(うち 個人所得税)	(108)	(72)	(—)	(180)
(法人所得税)	(38)	(20)	(—)	(58)
消費税	45	60	0	105
(うち 一般消費税)	(32)	(35)	(0)	(67)
(酒税・たばこ税・酒販売益)	(4)	(9)	(—)	(72)
(燃料税)	(5)	(8)	(—)	(13)
(関税)	(4)	(—)	(—)	(4)
財産税	—	10	42	51
その他の租税	2	18	1	21
[小計=租税]	200	181	43	423
医療保険料	—	3	—	3
その他の社会保険料	22	12	—	34
財・サービスの販売	6	28	16	46
投資所得	8	37	4	48
その他の自主財源	0	4	1	7
他レベル政府からの移転	1	55	45	—
合 計	247	320	108	561
自主財源比率 (%)	99.7	82.8	58.3	100.0

注: 1) 年度は、連邦及び州・準州は4月から翌年3月まで、地方は暦年。

2) 数値は推計値(改訂済み)。

資料: Statistics Canada, *Public Sector Statistics 2007/2008* (Ottawa: Statistics Canada, 2008), pp. 50, 56, 62, 72 により作成。

の約半分を占める。これに地方を加えると7割近くが州・地方レベルの支出となる。とくに保健医療はほとんど州・準州の事務である。社会サービスのなかでは、雇用保険・年金を連邦が、生活保護・保育・介護等を州・準州が所管している。州・準州は資源保護・産業開発についても中心的役割を担っており、交通(道路、公共交通機関等)、環境(上下水道、廃棄物処理)、文化といった市町村の事務及び学校区の事務についても州・準州の規制及び補助が大きな役割を果たす。

公共部門労働者数をもみても、2007年現在、一般政府、医療、福祉、教育、公営企業を含む全体で323万人(人口比9.8%)であるが、その内訳は連邦49万人、州・準州164万人、地方110万人である。

州・準州は公共部門の51%を占め、地方を含めると85%に達する。

一言で述べるならば、カナダは「大きな州政府」をもつ国家である。

5. 州財政を支える課税権と財政調整制度

表2に示したように、2006年時点において州・準州の自主財源2,650億ドルは連邦の自主財源を上回り、州・準州と地方の自主財源を合わせると政府収入の58%に達する。

その最大の理由は、租税のなかで州・地方税の占める地位が高いことである。州税・準州税と地方税を合わせた金額は連邦税を上回る。連邦と州・

準州は個人所得税、法人所得税、一般消費税、酒税、たばこ税、燃料税といった主要な税を、ともに賦課しており、とくに消費課税は州・準州のほうが多い。また、不動産税を中心とする財産税は、州・地方政府のみが賦課しており、とくに地方税のほとんどは不動産税である。

州・準州は、関税を除けば、課税の対象や方法、税率等をそれぞれ自由に決定する。個人所得税及び法人所得税については、連邦と課税標準を調和させた州税をカナダ歳入庁 (Canada Revenue Agency) が徴収する租税徴収協定を結んでいる州が多い。ただし、協定を結ぶ州の場合も、各州は多様な税率や税額控除を設けている。また一般消費税については、3つの州が連邦の財貨・サービス税 (Goods and Services Tax. 以下、GST) と課税標準を一致させた付加価値税を賦課しているものの、その他は独自の付加価値税を賦課する州、小売売上税を賦課する州、そして一般消費税を賦課しない州・準州に分かれる。

自主財源としては、公共サービスに対する受益者負担的な収入及び投資所得も大きい。投資所得には天然資源からの収入が含まれる。1867年憲法第92A条により、天然資源は州の所有物であり、その採掘権料等は州の収入となるのである。

「大きな州政府」を支えるのは租税だけではない。保健医療、福祉及び高等教育について、連邦から州・準州へ財源移転が行われている。ただし、それらは実質上用途が制限されない「ブロック補助金」であり、州・準州が独自の方針に基づいて支出している。

また、州のなかでも財政力には格差がある。この「地域的不均衡」に対処するために「平衡交付金」を設けることが、1982年憲法第36条第2項に明記されている。そこで連邦は、州税・地方税について人口1人当たりの財源調達力が一定の基準額に達しない州に対して、その基準額との差に人口を乗じた額の「平衡交付金」を交付している。さらに、連邦は準州に対しても、財政需要と課税力との差額

を補てんする「準州交付金」を交付している。

これらの財源移転は、州・準州における公共サービスの財源を保障するとともに、州・準州どうし間の財政力格差を是正する財政調整制度と特徴づけることができる。

6. 財政再建とその「配当」

1990年代前半、連邦・州とも深刻な財政危機に陥った。連邦は、大規模な支出削減と所得課税、個別消費税等の増税を行い、経済成長に伴う税収増大もあって財政は黒字に転じた。州・準州も自主財源の拡大と支出節減により財政再建を進めた。多くの州が地方への事務移管を進める一方で、社会資本整備をはじめとする地方への補助金を削減した。それによって地方財政は窮迫したが、市町村は不動産税と受益者負担を引き上げつつ、人件費等の節減と社会資本整備の繰延べによって急場をしのいだ。

連邦の財政状況が好転した「配当」は、連邦の債務削減や個人所得税・法人所得税・GST等の減税が行われるとともに、政府支出も増大した。その代表が医療支出の拡大である。1990年代後半、連邦の財政再建策として最も大規模だったのは、医療・福祉及び高等教育に関する州・準州への補助金を4割近く削減したことである。これに対して、州・準州は激しく反発した。連邦財政が黒字になると、州・準州は医療向け財源移転の増額を強く要求し、連邦もそれに応じて増額を繰り返した。教育支出についても、連邦は大学等の研究助成、奨学金、そして教育費負担軽減向け所得税減税を拡充した。これに対して、本来教育を所管する州・準州が連邦財源移転の増大を主張した結果、移転額は増額されている。

1990年代の財政危機のあおりで、市町村では公共交通機関、空港、港湾、道路、上下水道、廃棄物処理、エネルギー、移民教育、低所得者住宅、治安等の施設の整備遅延や老朽化が深刻化した。また、

大都市を中心に、役割の拡大に応じた財源拡充の要求が強まっている。そこで連邦は市町村が負担するGSTをすべて還付し、また連邦ガソリン税の一部を市町村に配分する政策をとっており、州も市町村への補助金を増やしている。

「平衡交付金」についても、連邦は2007年、人口1人当たりの保障水準を「標準的な財源調達力をもつ5州の平均」から「全州平均」に変更した。これにより「平衡交付金」の規模は拡大した。ただし、地域的偏在が著しい天然資源による収入を財政調整の対象に含めるかどうか、州間で意見が対立する。2007年の改革において、連邦は複数の算定方式を設けて、各州が選択できることとしたが、すべての州を納得させることはできなかった。

カナダ連邦制における政府間関係も、決して安定しているわけではない。しかも、カナダ経済も好況

が持続するわけではない。景気後退が生じれば財政赤字が再現する可能性もある。仮にそうなれば、いったん拡大した社会政策的プログラムを直ちに縮小することは困難であるから、連邦も州・準州も増税を迫られるであろう。■

《参考文献》

池上岳彦「カナダにおける社会保障財政の政府間関係」『フィナンシャル・レビュー』第85号、2006年、31～57ページ。

池上岳彦「財政連邦主義の変容」新川敏光編『多文化主義社会の福祉国家－カナダの実験』ミネルヴァ書房、2008年、140～163ページ。

岩崎美紀子『行政改革と財政再建』御茶の水書房、2002年。

加藤普章『カナダ連邦政治』東京大学出版会、2002年。
日本カナダ学会編『新版・史料が語るカナダ 1535～2007』有斐閣、2008年。



日本の道州制論議への示唆

大門 正彦

生活研事務局長

2008年3月に政府の道州制ビジョン懇中間報告や日本経団連の「道州制の導入に向けた第2次提言中間報告」、自民党道州制推進本部役員会の「道州制に関する第3次中間報告に向けて（たたき台）」が発表され、年末から来春にかけてそれぞれ最終報告や中間報告が発表される予定となっており、来る総選挙においても大きな政治課題となる可能性がある。

日本の道州制論議については、最大のステイクホルダーである国民が全く議論に参加していないという問題はあるものの、基本的な制度設計についてはほぼ収斂されつつあるが、多くの国民は、地方分権推進の推進については賛同しつつも、道州制の導入については消極的である。日本の将来と国民生活に極めて大きな影響を与える課題であり、広範で慎重な議論が必要であることはいうまでもない。

しかし、世界では道州制や連邦制を採用する国も数多く存在しており、道州制が単なる統治機構の見直しのための行政システム改革だけではなく、自治と民主主義に関わる政治システム改革でもあることから、道州制や連邦制を採用する他国の行政体制、政治体制、税財政制度などを学ぶことは、将来の日本の道州制を検討するためには極めて重要であると思われる。こうした問題意識から、今回、EUのスウェーデンとドイツ、北米のカナダの3カ国を取り上げ特集することとした。

日本ではもっぱら自由主義的観点から小さな政府と規制緩和の推進を重視し、統治機構としての経済

性と効率性の観点から道州制の意義や目的が語られているが、ヨーロッパ各国では地方分権改革が推進され、広域自治体が中央政府に次ぐものとして位置づけられ、地域活性化とEUの発展に寄与しているといわれている。その中で、北欧モデルの代表であるスウェーデンが道州制であるのに対して、明治時代から日本がモデルとしてきたドイツは連邦制を採用しているが、スウェーデンもドイツも、中央政府と地方自治体の階層構造は日本と同じ2層制であり、階層構造が異なるイギリスやフランスと比較して、より比較検証が容易であると思われる。

一方で、アメリカと同様の連邦制であるが、アメリカ型の自由主義と規制緩和を重視しつつも、医療などのセーフティネットについてはアメリカと大きく異なっており、新たな将来の日本のモデル候補として注目されているカナダは、階層構造は3層制であるが、日本と同じく2院制の議院内閣制度を採用しているという共通点がある。

日本の都道府県制度はすでに国民に定着し、県民意識も極めて高い現状にあるが、市町村合併の進展や広域行政の課題の増大などにより都道府県の役割は変容しつつあり、これからの国のあり方について検討することが喫緊の課題であることはいうまでもない。

日本における道州制には多様な論点や課題が存在するが、今回取り上げた各国の制度がそれらに対する示唆となることを期待する。